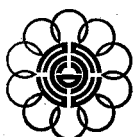


広報

こしがや

4月15日

昭和44年・NO. 349



(越谷の市章)

主 な 内 容

- ◇…水道事業の合併が実現……………2
- ◇…ごみ収集は無料に……………3
- ◇…新しい印鑑条例……………3
- ◇…わたしの発言……………4
- ◇…市史編さんだより (22) ……5
- ◇…商工会だより……………6
- ◇…くみ取り確認伝票かわる……………7
- ◇…スピーカー、こよみ……………8



水道事業の合併を実現

越谷市水道事業と越谷・松伏水道企業団

広域水道へ発展

四月一日から

越谷市水道事業は、四月一日、管轄した広大なサービスを提供し、から越谷・松伏水道企業団との合併が実現しました。

いままで、越谷市水道は越谷市水道事業と、越谷・松伏水道企業団との二つから生活用水を供給してきました。

旧新方、増林、大相模の三地区は、旧松伏村とともに越谷・松伏水道企業団から水を送られ、それ以外の地区には越谷市水道事業から水を送られていました。

増大する水道 需要に対応

しかし最近数年間は、二つの水道事業区域に都市化の波が押しよせて、人口が著しく増加するとともに、生活の向上によって水道の需要がますます増加してきました。

これらの水道への需要にたえるため、二つの水道事業では、施設を拡充したり改良したりすることによって、市民の皆さんに、よい水を、豊かに、しかも安い料金でお送りするために努力をつづけてきました。

しかしながら、将来の水道事業を拡張したり、水道事業の企業としての経済性を高めたり、市民の

す。
営業課―量水器の調定、中止、再開と点検、料金の調定や徴収などを行ないます。

施設課―漏水工事と生活用水の生産などを行ないます。

企業団の事務所

事務所は、四月十四日から市役所新庁舎の三階に移りました。た
だし、施設課だけは市役所の第二期工事が完成するまで、しばらくの間は、旧庁舎（旧水道課）に残つて業務を行ないます。（施設課電話番号六二一六・一四七）

重度心身障害児に

福祉年金を支給

身体障害が重く、そのうち知能も非常におくれている子どもをもつ家庭では、精神的にまた経済的に大きな負担となっています。

越谷市では、これらの子をもつ保護者に、年金を支給して、児童の生活向上と、福祉の増進に役立てるために、重度心身障害児福祉年金を支給する条例をへりましました。

▼年金が受けられる方
この年金を受けられることができる方は、越谷市に住民基本台帳の登録をしている方で、つぎの二つの種類の障害をもつ二十歳未満の児童を保護している方です。

①身体障害者福祉法による「一、二級の障害者」
②知能指数が五十以下の精神薄弱者

▼受けられる年金の額
①障害の程度が一、二級で、知能指数が二十五以下の場合
年金額 一万八千円

②障害の程度が一、二級で、知能指数が二十五をこえ五十以下の場合
年金額 一万二千円

▼年金を受ける手続き
この条例は、ことし四月一日から実施されたので、該当している方は福祉事務所児童係にご相談ください。

越谷市の人口

(昭和44年4月1日現在)
(住民基本台帳人口)

総人口	118,570人
男	60,258人
女	58,312人
世帯数	30,929

表紙の写真



このほど蒲生第二小学校が開校し、八日に始業式が行なわれました。生徒数八百九人、二十一学級で職員は二十六人です。校舎は蒲生小学校の校舎を使います。

都市化の波の激しい越谷市は、人口増加により、学校施設が市の財政を大きく左右しています。

とくに、蒲生地区の人口は三数年めざましい増加を示しています。これに伴い、新しい学校を作ったり、増築してもすぐに教室不足となっています。

市では次の世代を担う子供たちのために、学校施設の整備は特に力をいれています。

ゴミ収集は無料になりました

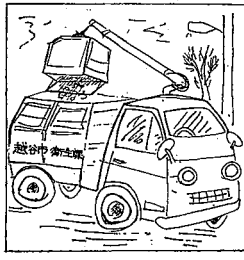
清掃条例の一部改正

市の清掃条例が、四月一日から改正されて、一般の家庭から出るゴミは、無料で収集されることになりました。

無料で収集するゴミは、つきのようになります。

①毎日ふつと出るゴミで、一日あたり二十リットル以下のもの(かなり大きなポリバケツ二個分あり)です。または一日あたり〇・一立方メートル(石油カンで五・六個分、あるいは一辺の長さが一・八メートルのもの)。

②引越のときなどに、一時的に出されるゴミでは、百リットル以下、一辺の長さが一・八メートル以下、



または〇・七立方メートル以内のものは、一辺の長さが一・八メートル以内のもの。ただしこの場合は、前もって衛生課まで連絡ください。

右に掲げた以外のゴミは、市民の皆さんの責任において、ゴミ焼

特掃区域外は

どうなる?

越谷市では、市内のほぼ三分の二の地域の地域を特別清掃区域に指定して、また区域外でも人家の密集地帯に対しては、市から直接ゴミの収集を行なっています。さらにこのほかの改正により、特別清掃区域外の方にも、市から収集できるものと、収集車を二・三台増やして、皆さんの不満のないように努めています。これが実現できるとは、五・六月ごろになる見込みです。もうすぐこのあたりにお知らせください。

ゴミ収集について

いとお願ひ

いま、市役所では、毎日収集したゴミは東部清掃組合の「ゴミ焼却場」に運んで、焼却していますが、ゴミの中に水分が多かったりするため、燃焼が非常にわるくなっています。その点について、

皆さんの責任において、ゴミ焼却場を願ひます。

▼台所から出る水分の多いゴミはなるべく水分をよく切ってからポリバケツなどに入れてください。水分が多すぎると、ゴミ焼却場の燃焼がぐんと落ちます。

▼あきカンやビン類は、燃えないゴミはふつと出るゴミに二階にしないでください。毎月、日を集めて燃えないゴミの収集をしていきます。

▼ゴミの集荷所はポリバケツかビニール袋、買物袋など、ゴミがちらばらないようなものに入れます。収集作業をしやすくしてください。

草刈条例が

できました

三月の定例会で、市内のあき地の雑草の除去に関する「条例」(通称草刈条例)が議決されました。

この条例は、市内にあるあき地が、雑草などが繁茂したままのため伝染病や、火事の原因となったり、犯罪の場所となったり、汚物の不法投棄の場所となったり、い

ろいろと社会的に害を与えるためこれをなくするために設けられました。

これからは、この条例によってあき地などをもっている人や、管理している人たちは、あき地に雑草が生い茂るなど危険な状態にならないように自からつとめなければなりません。

そして、市長は、あき地の所有者などに対して、危険なときは、

雑草などの指導や助言、除草等の命令や行政代執行法などによって積極的な措置をとることができるようになりました。

市がこのようにして、除草などをしたときは、実費を徴収することができず。

実費の徴収などについての詳しいことは、確定したいお知らせします。

新しい印鑑条例

三月の定例会で、きまった新しい「印鑑登録および証明に関する条例」は登録については五月一日から、証明については六月一日から実施されます。

一、新たに印鑑登録をするには①本人が市役所に来て登録するとき用意するもの

▼印鑑登録申請書(保証人が印をおしたものと登録しようとする印鑑)

二、保証人

▼越谷市に印鑑登録している成年者の登録である印鑑

▼保証人が越谷市以外の人の場合、その人の印鑑証明

▼他市町村から転入した方で保証人がいない方は、前住所の区市町村長の印鑑証明書または印鑑登録証明書添えてください。

い。

印鑑の大きさなど

▼大きさは、一辺の長さが、二センチメートルの正方形におさまるもので最小は直径七ミリ以上のものではないは登録できません。

▼ゴム印、その他印形が変化したもの、あるいは流しこみなどによって多量に製造、市販されているものは登録できません。

②代理人が登録するとき用意するもの

①にかかれたもののほか、病氣その他やむを得ない理由がある場合、その理由を証明する書類と、登録をつとめようとする印鑑をおした委任状

二、印鑑の登録を変更するとき

印鑑登録変更申請書に新旧の印鑑をおし、印鑑をそえて申請してください。

い。

ただし、登録を受けている印鑑を紛失したり、こわれていたりして、旧印をおせないときは、その理由を証明する書類をそえて、新たに登録する場合と同様に保証人が必要です。

代理人が変更申請する場合も、新たな登録の際と同様、理由を証明する書類と、委任状が必要になります。

三、印鑑登録証明書の発行の保護

登録した印鑑を他人に悪用されることのないように、保護する規定がきまりました。

印鑑の登録を受けた印鑑について証明発行の保護を受けた方は、一年以内の期間を定めて、保護申請をすることがあります。

このときは保護申請書にライカ判の写真(無帽、正面、上半身、一か月以内撮影、裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの)を一枚添えてください。

四、印鑑登録証明書の発行(六月一日から)

印鑑登録証明交付申請書に、登録をつけている印鑑をそえて申請してください。

病氣その他やむを得ない事情で代理人が申請するとき、申請者の登録を受けている印鑑をおした委任状を添えてください。

このような手続を経て発行する印鑑登録証明書は、印鑑登録台帳を複写したもので交付します。

生活環境をきれいに

4月19日～25日 環境衛生週間

四月二十
二日は清掃
法の制定さ
れた日です。
す。わたく
したちすべ
てが清潔な
生活で、快
活な生活で
生活するた
めには、日
常の生活に
通じて、家
庭地域社会
、ひいては
国全体の生
活環境を、
清潔で健康
的なものに
し生活の向
上をはかる
ことが必要
です。

環境衛生の向上には、みなさんの正しい理解と、積極的な協力がもつとも基礎になります。

（一）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

この運動は、国土美化、あるいは生活環境の浄化を運動目標とするとともに、環境衛生に対する理解と認識を高めようとするものです。

（二）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（三）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（四）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（五）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（六）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（七）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（八）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（九）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

大そうじ

春の大掃除は、カ、ハエ、ノミ、ネズミなど徹底的に退治する。とくに重点をおきましよう。

（一）家の内外の清掃を徹底すると共に、公園や行楽地、路上その他公共施設等もきれいにします。

（二）紙くずなどはゴミの容器に、たばこの吸がらは吸いながら入れに正しく捨てる。また川には絶対ゴミを捨けないようにする。

（三）カやハエの害虫については、今のうちに駆除することが大切で、これは衛生源をきれいにし、清掃し消毒をまねておきましよう。

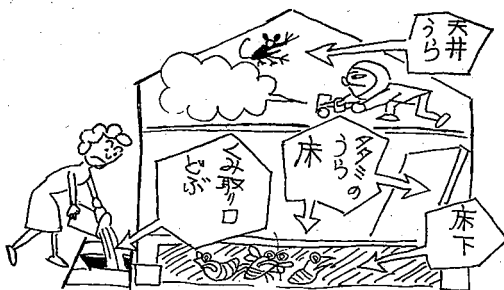
（四）ゴミ棄て場や下水の付近も同様にします。なお消毒剤のあと始末にはよく注意してください。

（五）床の間の掃除は、床板と畳の間に新しい新聞紙二、三枚かきつけて敷きまよう。もちろん消毒剤も忘れずに十分まいてください。

（六）便所の回りへ

（七）くみ取り口の周囲を十五センチほど掘り返し、ワジを殺す薬をまきまよう。

（八）これは市の区画整理事業の成果である。思つが、それと同時に舗装されてからまだまもないといふのに、その舗装道路が掘りかえられて、そのまをときどき見かける。とつとつわけに舗装したばかりの道を掘りかえすのかと聞くと、やれ水道工事だとか、下水の土管



わたしの発言

道路工事は 順序だてて

私は家から越谷駅まで、自転車通学しているが、昨年末からの道路が半分ほど舗装されるようになった。

これは市の区画整理事業の成果である。思つが、それと同時に舗装されてからまだまもないといふのに、その舗装道路が掘りかえられて、そのまをときどき見かける。

とつとつわけに舗装したばかりの道を掘りかえすのかと聞くと、やれ水道工事だとか、下水の土管

（一）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（二）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（三）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（四）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（五）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（六）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（七）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（八）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（九）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（十）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

生活と健康



それには「木を見て森を見失う」というのでなく、長期のスタート・プラン（都市計画図）という全体の計画を中心にするべき方が得策であり、最終的にも利益となるだろう。

一時しのぎの一部の仕事はちよつと我慢して、「急がば回れ」の辛抱強い都市計画街路をすすめた方がよい。そのためにも、市は下水道、電話、将来はガス等の関係各事業所との話し合いが絶対に必要なものとなり、そのリーダー・シップをとるのが市の役目ではないだろうか。

増森二〇七四
須賀 昇（学生）

（一）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（二）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（三）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（四）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（五）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

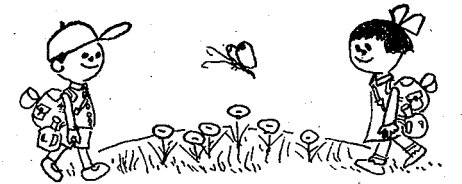
（六）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（七）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（八）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（九）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。

（十）四月二十二日を清掃の日と定め、四月十九日から二十五日まで一週間を「環境衛生週間」として、全国一っせいに運動を実施します。



行楽シーズンをむかえて

注意したい食品衛生

冬ごりの季節が過ぎて、わたしたちのまわりもすっかり春めいてきました。戸外で運動する人や遊ぶ人になぎやかになってきます。

これから行楽シーズンをむかえ食品衛生の立場から、まずどんなことに注意したらよいか考えてみましょう。

春になりますと暖かさとともにばい菌が繁殖してきます。ばい菌は、適当な温度、水分、栄養源が

あればぐんぐん増えます。

行楽シーズンに入ってから食料品は、これらの条件をみたすだけに、いつもは菌におびやかされます。食中毒は必ず食品を仲介して発生しますから、わたしたちの注意力が欠けたときが危険な状態となります。

清潔・迅速・低温に

ではどのような点に注意したら食中毒を防ぐことができるのでしょうか。

まず第一に、清潔な食品や食器

器具などを用いることにし、これらを清潔に保つことがたいせつです。

第二には、食品が製造、加工されてからできるだけ早く取り扱うことです。

第三に、食品を低温に保つことです。

四月の末からゴールデンウィークが始まります。それぞれ十分に計画を立てているでしょうが、ぜひこのお休みの日にぐんぐんわしうごしかたを考え、家族みんなが楽しんでみましょう。

市史編さんだより

(22)

大相模不動尊の

雨乞祈願

寛政六年（一七九四年）の六月から七月（旧暦）にかけては、かつてなかったような日照りが続いた。

瓦葺屋根井の水は干上がり、溜井から掛繩を用いて流水している

四力村用水路に沿った瓦葺屋根、西の方登、薄生の水田は、昼後を分たぬく水にもかかわらず、地割れがひどく、稲は枯死寸前とな

った。万策つきたれど村々は談合の結果、大相模不動尊に雨乞祈願を

頼むことにした。村人もそれぞれの信心に従って、念仏を称えたり、紙太鼓、さてはうちんまを持ち出して日参した。

途中からは八条領はもとより、草加、越谷近辺の村々までもこれに参加し、各村より数十人ずつも不動尊にくり込んだので、大聖

寺境内は人でうすまった。また、参詣人は晒木綿の冠と下帯を用いたので、晒木綿はたちまち品切れになったという。

かくて満願の七日目、昼頃から一天にわかにかき曇り、雷を伴った大雨が襲来し、以後順調に天候は回復して、作方も好転したの

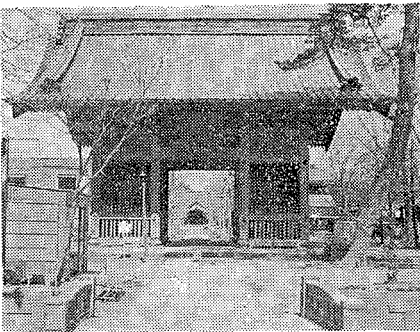
以上西方村「旧記」の一記事である。雨乞いで雨を降らすなどという、現代人は迷信として一笑に付すかもしれない。

しかし、文明が発達した現代でさえ、毎年のように各地で起る旱魃を、どうするこ

ともできないのである。ましてや科学的知識をほとんど持たない当時の人々にあつて

人々は憂鬱と限りなかった。この雨乞いの間、村々から不動尊への奉納物は多かったが、不動尊側でも本式の雨乞い支度、その他の出費は二十両にものぼったという。

市史編集員 谷沢 幸（写真は市史館蔵）



交通事故相談教室 (3)

自動車事故がたびたび、その損害賠償などというとき、まず第一の土台になるのが、自動車損害賠償責任保険です。ふつと強制保険とよばれています。

この保険は、自動車の保有者に一定の賠償能力をもたせ、それによって被害者を救済するといふものです。（取扱いは民間の損害保険会社が行なっています）

法律によつて一般の自動車（大型車から原動機付自転車まで含む）はすべてこの保険を付けないと使用できません。

また車検登録、届出も受けてもらわなければ、無保険で車を使つた場合は、六カ月以下の懲役、または五十万円以下の罰金に処せられます。

○補償される損害
自動車を行中、他人を怪我中の補償費の合計に対し、一人五十万円まで。（休業補償と慰謝料を含む）

○補償されない損害
補償は人身事故にかぎられ、被害者の衣服や時計、自動車、建物など（物の損害）は補償されません。

損害賠償の土台

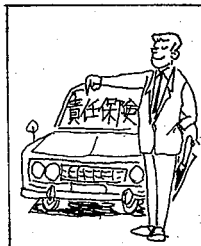
自動車損害賠償責任保険

また他人に与えた損害にかぎられていますから、事故を起こした運転者、あるいは保有者自身の場合（自損事故）は自分の車についている保険は利用できません。但し同乗者の場合は、その車の保険を利用できます。

○ただけ補償するか（支払保険金）
死亡した場合は一人につき三百万円と、死するまでの怪我による損害五十万円。

怪我をした場合は、治療期間中の補償費の合計に対し、一人五十万円まで。（休業補償と慰謝料を含む）

そのほか後述の損害に対しては、一級より十四級に別れて、十二万円より三百万円の補償が受けられるのです。



し尿のくみ取り確認

伝票がかわりました

くみ取り業務の改善により四月一日から「くみ取り確認伝票」の様式が変更されました。

従量制の場合は、いままで引換券は廃止になり、人頭割りと同じ確認伝票にめしました。そこで次の点に協力ください。

■自治会より、確認伝票の交付を受けましたら毎月の確認伝票の「住所と氏名」は、まとめて記入しておいてください。

■特別清掃区域における現金くみ取りはしないでください。なお、くみ取り業務について不審

な点がありましたら衛生課にお問い合わせください。

お米屋さんの登録制度が廃止に

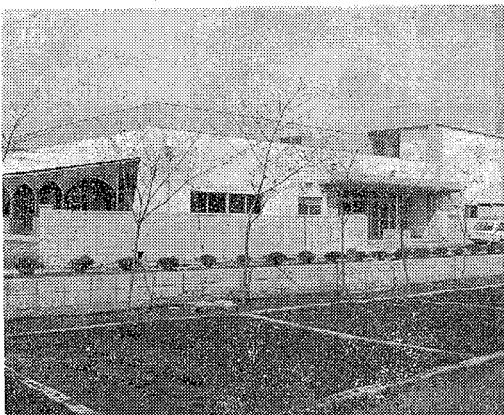
米穀需要を緩和するために今まであったお米屋さんの登録制度が、四月一日から十五日に引き上げられました。

五月の燃えない

ごみの収集日

五月中の燃えないごみの収集を次の通り実施いたします。

5月1日 越谷二丁目、四丁目、弥生町、2日 宮本町二丁目、赤山町二丁目、六丁目、東柳田町、元柳田町、6日 宮本町二丁目、五丁目、神前町二丁目、三丁目、7日 大沢二丁目、四丁目、8日 大沢二丁目、三丁目、9日 北越谷二丁目、五丁目、12日 南越谷二丁目、登戸新田(東武線の東側)、二丁目、登戸新田(東武線の東側)、瓦葺根二丁目、三丁目、14日 登戸町、南越谷二丁目、15日 登戸町、南越谷二丁目、16日 登戸町、南越谷二丁目、17日 登戸町、南越谷二丁目、18日 登戸町、南越谷二丁目、19日 登戸町、南越谷二丁目、20日 登戸町、南越谷二丁目、21日 登戸町、南越谷二丁目、22日 登戸町、南越谷二丁目、23日 登戸町、南越谷二丁目、24日 登戸町、南越谷二丁目、25日 登戸町、南越谷二丁目、26日 登戸町、南越谷二丁目、27日 登戸町、南越谷二丁目、28日 登戸町、南越谷二丁目、29日 登戸町、南越谷二丁目、30日 登戸町、南越谷二丁目、31日 登戸町、南越谷二丁目、



県下で初めての鉄筋コンクリート2階建てで衛生保育所が完成しました。この保育所には150名収容できます。

四月一日から廃止になりました。これは、消費者がお米屋さんを自由に選択し、利便を図るために廃止されたものです。今後は、今までの購入通帳によって市内のごのお米屋さんからでも購入することが出来ます。

米の配給制度は、昭和十七年に食糧管理法で定めたもので、今までは年齢にかかわらず一人十ポンドを限度として配給されていましたが、四月一日から十五日に引き上げられました。

久伊豆神社 藤まつり

久伊豆神社境内にある天然記念物の藤まつりは、五月一日から三十一日まで盛大に催されます。この藤は県の天然記念物に指定されており、樹齢数百年で幹の回り四尺、根元は七尺、藤棚は六十尺余りで開花する五月には長さ一尺の花房になります。また、四月には、アマチュアカメラマンの撮影会が開かれます。

この撮影会にはだれでも参加でき、多数の賞品があります。愛好者はぜひ参加してください。

なお、写真の送り先は市役所商工課へ五月三十一日までにお送りください。

このほか、民謡大会や去蚊のわたりなど賑やかな催しがたくさんあります。ご家族おそろいで出かけください。

市役所人事異動

市役所では、四月一日付で人事異動を完了しました。主な異動は次のとおりです。

▼学校給食センター所長 川尻春四郎(越谷・松伏水道企業団)
▼福祉事務所養護老人ホームの順正苑長 染谷政一(市民課長補佐)
▼衛生課公舎係長 平野きよ子(環境衛生係係長兼公舎係長)
▼福祉事務所福祉係長 林文信(同青少年指導係長兼社会係長)
▼福祉事務所青少年指導係長 社会係長 中村文男(同福祉係長)
▼福祉事務所養護老人ホームの順正苑長 加藤弘進(同福祉係主任)
▼福祉事務所養育所係長 森久代(同乳児保育所主任)

私人徴収員さま

このほど、水道料金の私人徴収員が次の方々に委嘱されました。

森田トミ子、宮本寿美子、上村きよ子。

各家庭を訪問して徴収していただきます。よろしくお願いいたします。

16日▼たばこ販売業者座談会(9時からる時まで福祉会館第1会議室)

19日▼全国環境衛生週間(25日まで)

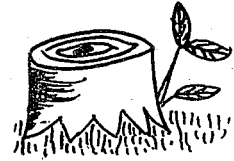
20日▼第142回読書会(午後1時 平林寺境内)



移動図書館「むさしの号」は次の日時に巡回いたします。どうぞご利用ください。駐車場は各小学校、荻島は農協支所前です。
▽4月22日

移動図書館

とき 4月27日(日) 午前10時30分(越谷駅集合)
ところ 大相模不動尊大聖寺
会費 三百円(バス代食代)
主催 越谷市立図書館



スピーカー

第二十六回史蹟めぐり

増林 10時〜10時50分
新方 11時〜11時40分
桜井 11時50分〜1時
大袋 1時30分〜2時20分
▽4月23日
荻島 10時〜10時40分
出羽 10時50分〜11時30分
蒲生 12時30分〜1時30分
川柳 1時40分〜2時30分

四月中の当直医変更

4月27日の休日当直医のうち、軍司医院は都合により蒲生東診療所(蒲生東町・外科62-1750)に変更されました。

計量器検査特別実施

市では各地区別に計量器(はかり)の定期検査を実施いたします。その際検査を受けなかった方への便宜を図り、特別に今回つぎの通り検査を実施いたします。

5月の休日当直医

＝5月3日＝
越谷診療所(袋山)外、内、産科 ②2491
平野医院(南荻島)産科②1393
中尾医院(蒲生愛宕町)内科②3007
＝5月4日＝
高野診療所(蒲生旭町)外、内科 ②7600
田口医院(大沢)内、産科②2264
小島医院(東小林)内科②8400
＝5月5日＝
名倉医院(蒲生寿町)外科②0123
堀中医院(越ヶ谷)産科②5331
石川医院(越ヶ谷)内科②5370
＝5月11日＝
藤田医院(瓦曽根)外、内、産科 ②2247
横田診療所(越ヶ谷)内、産科②5454
今井医院(蒲生旭町)内科②7713
＝5月18日＝
会田病院(御殿町)外科②3431
都築病院(弥生町)産科②2222
三輪医院(南越谷)内科②6028
＝5月25日＝
軍司医院(越ヶ谷)外科②2408
成瀬医院(蒲生)内科②1712
松永医院(大沢)内科②2263

宅地建物取引主任者 資格試験

県では昭和44年度宅地建物取引主任者資格試験をつぎの要領で行ないます。

受験資格 高等学校卒以上または実務経験が2年以上あるもの
試験期日 6月8日午後1時
願書交付 4月28日より
交付場所 越谷土木事務所または県土木部建築行政課
受付期日 5月6日〜13日まで
受付時間 平日8時30分から5時まで(土曜日は12時まで)
試験場所 埼玉大学文理学部

詳細は土木事務所へお尋ねください。 電話 62-7221

養護教員を募集

なお、この検査を受けない場合は直接県計量検定所(蒲和市)まで(足労願)つこととなります。また、立ち入り検査の対象にもなりますので手数料と印鑑を持参のうえ必ず受検されますようお願い致します。
受付時間 4月28日 市立体育館 4月30日 埼玉銀行蒲生支店 4月30日 埼玉銀行蒲生支店 4月30日 埼玉銀行蒲生支店
希望の方は至急市教育委員会指導課へお申し込みください。

ポリオ生ワクチンの投与



厚生課では小児マヒ予防のためのポリオ生ワクチンの投与を次の通り行ないます。該当児は昭和43年1月1日から6月30日までに生まれた乳児(第2回目)と昭和43年7月1日から12月31日までに生まれた乳児(第1回目)です。母子健康手帳をご持参の上お近くの会場でお受けください。

なお当日会場へこられる前に体温を計り紙に書いてきてください。 料金は無料です。

受付時間は各会場午後1時30分から2時30分まで

5月6日	増林公民館	5月14日	桜井小学校
7日	南越谷小学校	15日	大相模東中体育館
8日	出羽小学校	16日	大袋小学校
9日	川柳伊原集会所	19日	大沢市立体育館
12日	荻島小学校	20日	新方公民館
13日	蒲生南中体育館	21日	越ヶ谷小学校

以上の日程で実施されますが都合により投与できなかった該当児は5月28日大沢市立体育館で行ないます。